

第1章 大東市の緑の現状と課題

本章では、本市の概況、緑をとりまく社会情勢の変化、緑の現状やこれまでの取組実績、緑に関する市民意識、そして今後の緑のまちづくりに向けた課題について示します。

1 大東市の概況

(1) 位置・地勢

本市は大阪府の東部、河内平野のほぼ中央に位置し、西は大阪市、北は門真市・寝屋川市・四條畷市、南は東大阪市、東は生駒山系を境に奈良県に接しています。市域面積は18.27km²であり、大阪府下43市町村の中では30番目となっています。

府道枚方富田林泉佐野線より東部は「金剛生駒紀泉国定公園」を含む生駒山系の樹林地となっており、市域の約3分の1を占めています。一方、西部には市街地が広がる海拔3m以下の平野部となっています。

本市内にはJR学研都市線（JR東西線）が通り、住道駅、野崎駅、四條畷駅の3駅が存在するとともに、市内中央を南北に大阪外環状線（国道170号）、東西に府道大阪生駒線が走り、交通の便に恵まれています。



図 本市の地勢

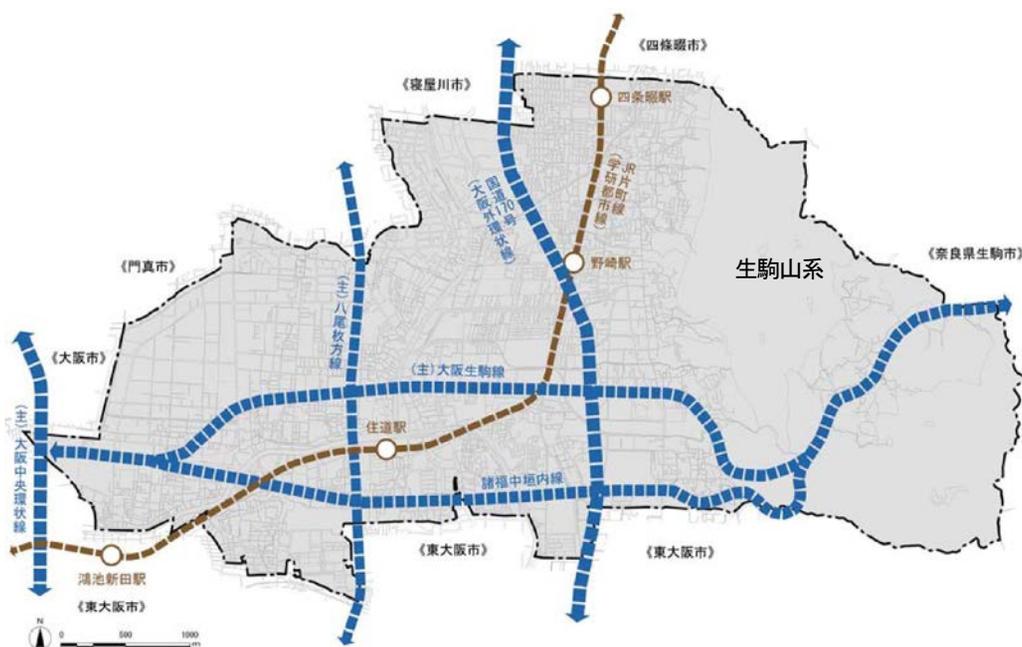


図 本市の地勢

(2) 人口

本市の人口は122,678人（平成28年10月末時点）であり、1998年（平成10年）の131,096人をピークに、減少傾向にあります。「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年9月）では、今後の人口に対する課題として、社会減に加えて自然減が人口減少に追い討ちをかけることや、高齢化の加速的な進行、子育て世代の近隣市への流出の増加などが挙げられており、子育て世代およびこれから子育てを考える世代の流入・定住を安定的に確保することが求められています。

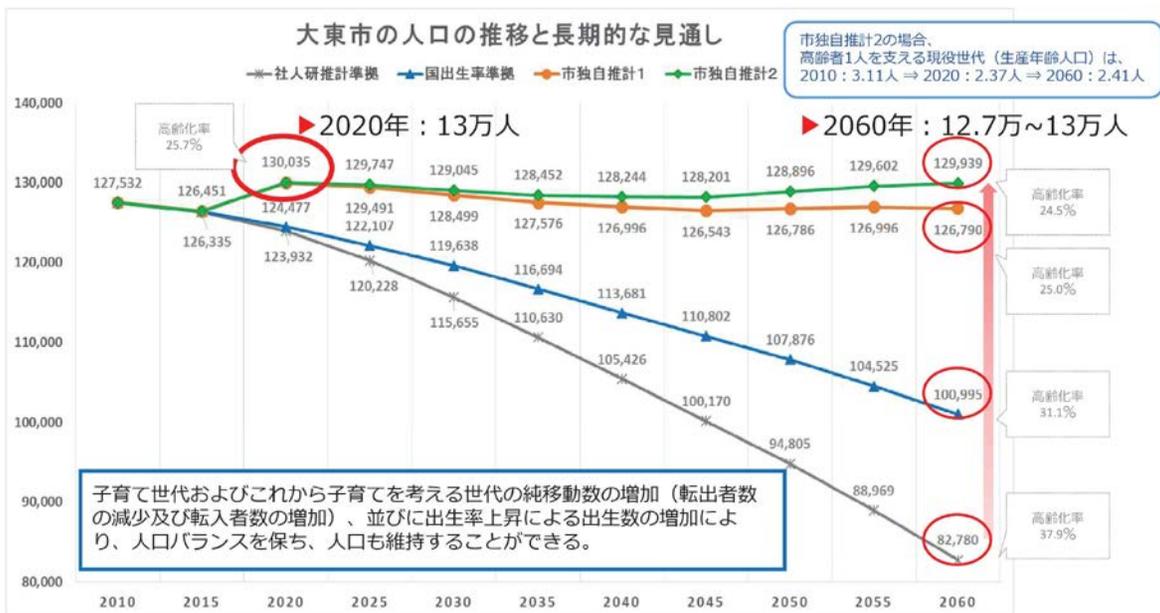


図 本市の総人口推計（大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより）

2 緑をとりまく社会情勢

平成12年3月に「緑の基本計画」を策定以来、緑をとりまく社会情勢は大きく変化しています。国や大阪府では緑に関する新たな政策が施行されるとともに、本市でも総合計画をはじめとした関連計画の策定が進んでいることから、これらに即し、適合する計画となるよう、見直しを行います。

(1) 国の動向

①今後の都市公園やオープンスペースのあり方に関する動向

国土交通省では、『都市計画に関する諸制度の今後の展開について（平成24年9月）』において、人口減少・超高齢化や財政制約・経済の低迷、地球環境問題とエネルギー制約など都市計画をとりまく社会状況に対応し、早急に講ずべき都市の低炭素化に係る施策の一つとして「緑の基本計画の充実」を挙げています。

また、『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園などのあり方検討会』において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について、以下の通り示されています。

【「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめのポイント】

- 社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき
- 新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つ
 1. ストック効果をより高める
 2. 民との連携を加速する
 3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす
- 今後の緑とオープンスペース政策は、以下の戦略を重点的に推進すべき
 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
 - 緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
 - 具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進
 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
 - 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき
 - 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進
 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実
 - 1.2. を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
 - 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめの公表について

平成28年5月27日、国土交通省

②既存の都市公園の再編に関する動向

人口減少や少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿社会の実現等を推進するため、都市公園について、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した、効率的・効果的な整備・再編を図る必要があることから、子育て世代が住みやすい生活環境づくりの促進や高齢者の健康増進に寄与する取組の促進のため機能の再編や、都市公園の配置の適正化による魅力の向上や維持管理の効率化が推進されています。

③都市農地に関する動向

人口減少・高齢社会の進展に伴い、都市農地では担い手不足による管理不全となる耕作放棄地の増加が課題となっています。一方、近年では、都市住民のレクリエーションの用に供される市民農園に対するニーズに加え、農業指導の下での農体験に対するニーズが高まり、一団の農地を主体として指導者の下で農体験ができる都市公園(農業体験公園)が増加しています。また、平成27年において、都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全、人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存、都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解を基本理念とした都市農業振興基本法が制定されました。

これらのことから、都市と緑・農が共生するまちづくりを推進する観点から、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の保全を図る区域において、市民農園事業の拡充などの取組が図られています。

(2) 大阪府の上位関連計画

○みどりの大阪 推進計画 [大阪府、平成21年12月]

「みどりの大阪 推進計画」は、大阪府の自然環境の保全や多様性のある豊かな緑の創出に関する基本的な計画であり、広域的観点からみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の府におけるみどりづくりの推進施策の方向が明らかにされています。また、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として位置づけられており、みどりの効果や将来像について以下の通り示されています。

- ・みどりの効果については、ヒートアイランドの緩和や都市景観の形成、生物多様性の確保、防災機能の向上、やすらぎ・憩い、スポーツ・レクリエーションなどのみどりの存在効果や利用効果に加え、中でも教育・文化、商業・観光、交流、福祉、安心など、地域力を高める効果(媒体効果)に着目してみどりづくりに取り組んでいくとされています。
- ・「地域別のみどりの将来像-東大阪地域」において、生駒山系や中央環状線の街路樹、深北緑地などが「骨格となるみどり」として位置づけられ、その保全・整備が求められています。また、都市基幹公園、住区基幹公園、幹線道路沿道の緑地や寝屋川などの河川、東高野街道などが「骨格に準ずるみどり」として位置づけられ、その保全・整備や育成・拡充が求められています。さらに、神社、寺院の境内林等の地

域の貴重な自然や生産緑地地区、向上等の民有地、学校等の公共施設などが「きめ細やかなみどり」として位置づけられ、その保全・整備や緑化推進が求められています。

- ※「骨格となる緑」・・・周辺山系・丘陵地、主要河川、大阪中央環状線、府営公園等の大規模公園、その他主要な都市公園（概ね30ha以上）、臨海部、府立自然公園など
- ※「骨格を補充する緑」・・・中小河川、主要道路、鉄道、公園緑地に準じる機能をもつ府管理の施設、公園緑地に準じる機能をもつ府管理の公共施設緑地など
- ※道路や中小河川、公園などの都市施設や学校、病院などの公共施設、樹林地・農空間、工場や商業施設、壁面・屋上などの民有地などに存在するみどり

○大阪府景観計画 [大阪府、平成24年4月変更]

平成17年6月の景観法の全面施行を受け、大阪府は景観行政団体となりました。景観計画は、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うものであり、市域内での指定状況は以下の通りです。

- ・大阪府景観計画では、景観計画区域を以下のように設定しており、本市域については、景観計画区域（山並み・緑地軸）として生駒山系区域が、歴史的街道区域（一般区域）として東高野街道が、景観計画区域（道路軸）として大阪外環状線（国道170号）および大阪中央環状線が指定されています。
- ・景観計画区域として指定されている生駒山系区域では、「山並みの豊かな緑を保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる」ことが目標として挙げられ、市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観づくりや、東高野街道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産（野崎観音等）との調和やつながりを意識した景観づくりが求められています。
- ・歴史街道区域（一般区域）として指定されている東高野街道では、歴史的街道を意識した良好なまちなみを形成し誘導するため、「(ア) 街道に面する敷地に緑を適切に配置する」、「(イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する」ことが規制内容として示されています。

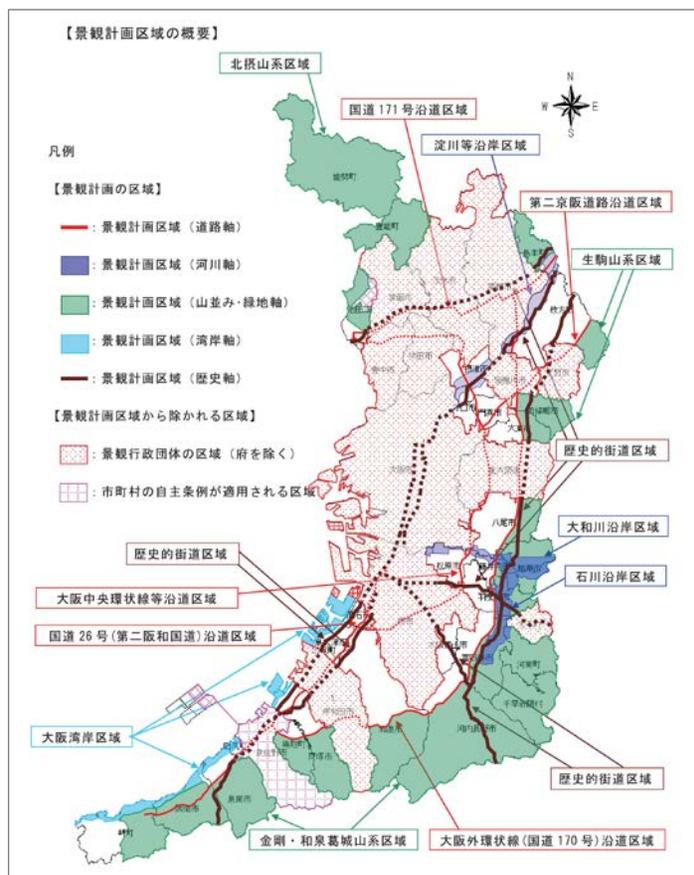


図 景観計画区域の概要 (大阪府景観計画より)

- ・景観計画区域（道路軸）として指定されている大阪外環状線（国道170号）および大阪中央環状線沿線区域では、生駒山系の山並みへの眺望と緑の連続性の確保に努めることや、周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にすることが求められています。

（3）大東市の上位関連計画

○第4次大東市総合計画（第II期基本計画（後期）） [大東市、平成28年3月]

「第4次大東市総合計画」では、将来像およびまちづくりの展開方針（施策の体系）を以下の通り挙げています。この中で、緑はこれらの展開方針へ対応し、まちづくりの多様な分野に対して緑が寄与することが求められています。

◆「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」

◆まちづくりの展開方針（施策の大綱）

1. 安心の市民生活～互いに尊重し、健やかで、心やすらかに暮らせるまち～
2. 元気な市民生活～多様な個性が結び合い、心の通う楽しいまち～
3. 安心の都市活動～安定した暮らしを支える環境が整ったまち～
4. 元気な都市活動～個性が輝き、活力と魅力にあふれるまち～

○大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [大東市、平成27年9月]

「大東でしか体験できない付加価値の高い暮らし方の実現＝大東スタイルの実現」を掲げている「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本市の強みの一つとして「自然と都市の共存」を挙げ、生駒山系の豊かな森林や河川等の自然環境を活かした取り組みや、子ども達が安心して遊べる公園の整備、地域との連携を図りながら子育て世代に魅力ある施設になるよう公園等身近な施設の維持管理を行うことが示されています。

○大東市都市計画に関する基本的な方針（大東市都市計画マスタープラン）

[大東市、平成24年3月]

- ・大東中央公園および深北緑地は、レクリエーション・防災活動の中心地を形成する「レクリエーション・防災拠点」として位置づけられています。
- ・青少年野外活動センター、龍間運動広場などは、レクリエーション活動の中心地を形成する「レクリエーション拠点」として位置づけられています。
- ・河川・水路や緑道・コミュニティ道路などは、都市拠点や公園・緑地、地域資源などと居住地を結ぶ「水と緑と文化散策ネットワーク」として位置づけられています。
- ・深北緑地や大東中央公園は、レクリエーションゾーンとして位置づけられています。
- ・龍間運動広場などのレクリエーション施設が集積する地区は、緑の保全型レクリエーションゾーンとして位置づけられています。
- ・生駒山系の樹林地は、緑の保全ゾーンとして位置づけられています。
- ・自然環境の保全とともに、市街地における花や緑の創出により緑を増やしていくこと等が示されています。

- ・市民団体など、市民参画による自然環境の保全・再生や管理・運営を推進していくことや、市民・NPO・企業との協働による森づくりを推進していくこと等が示されています。

○第2期大東市環境基本計画より [大東市、平成28年3月]

「第2期大東市環境基本計画」は、「大東市環境基本条例」の規定に基づき、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めたものです。その中で、生活環境における安全性と快適性の維持・向上、資源やエネルギーの適切な循環、山林や河川に残された貴重な生態系の保全と活用、そして環境を守り育て伝える人づくりが課題として挙げられ、これらに対して協働により達成していくということが基本的な視点として示されています。

○野崎駅周辺整備基本構想 [大東市、平成22年5月]

野崎駅周辺基本構想において、以下の通り位置づけられています。

- ・野崎まいり公園へのアクセス路が「地域シンボル軸」として位置づけられ、商店街の賑わいづくりや野崎らしさのある街並み景観の創出が求められています。
- ・野崎駅周辺は「野崎駅地域核」として位置づけられ、水・緑を活かした駅前広場空間の形成が求められています。
- ・公園を含む主要な公共施設を結ぶ道路等は、地域に点在する施設や拠点を歩いて楽しめる緑のネットワークとして結ぶことが求められています。

○四条畷駅周辺整備基本構想 [大東市、平成22年5月]

四条畷駅周辺基本構想において、以下の通り位置づけられています。

- ・生駒山系や深北緑地は、緑豊かな地域資源であり、「『緑』エリア」として位置づけられています。
- ・四条畷駅周辺は「駅前交流拠点」として位置づけられ、飯盛山や深北緑地の東西の緑を望む四条畷駅に相応しい緑に親しむ駅前空間の形成により魅力の強化を図り、地元住民や学生等、人々が集う空間として整備することが求められています。
- ・駅東側の駅前広場や商店会などは「賑わいエリア」として位置づけられ、回遊性の確保とともに、歴史資源である飯盛山城跡等を訪れる観光客の玄関口として賑わいのある空間形成を図ることが求められています。

3 大東市の緑の現状とこれまでの取組

(1) 大東市の緑の現状

① 都市公園

本市の都市計画公園は、平成 27 年時点で街区公園 23 箇所 (4.60ha)、近隣公園 9 箇所 (11.94ha)、都市計画緑地として深北緑地 (26.4ha) の合計 33 箇所 42.94ha が整備・開設され、広く市民に利用されています。

また、本市の都市公園は、平成 28 年時点の市民一人当たりの都市公園面積が 3.6 m²/人 (その他の公園等を含む) となっており、平成 11 年 (1.5 m²/人) と比較すると約 2 倍となっています。一方、大阪府では 5.6 m²/人、全国の整備水準は 10.2 m²/人 (平成 27 年度 3 月 31 日時点、「H26 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」、国土交通省) となっており、本市の一人当たりの都市公園整備水準は大阪府及び全国と比較して数値はともに低い状況です。

表 都市公園の整備状況

区分	平成 11 年			平成 28 年		
	箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (m ² /人)	箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (m ² /人)
都市計画公園 (街区公園、近隣公園、地区公園)	27	10.14	0.7	32	16.54	1.34
都市計画緑地 (深北緑地)	1	10.90	0.8	1	26.40	2.14
その他の公園等	-	-	-	7	1.28	0.10
都市公園 合計	28	21.04	1.5	40	44.22	3.6

※一人当たり面積の算出には、平成 28 年 3 月時点の人口 (123,268 人) を用いている。

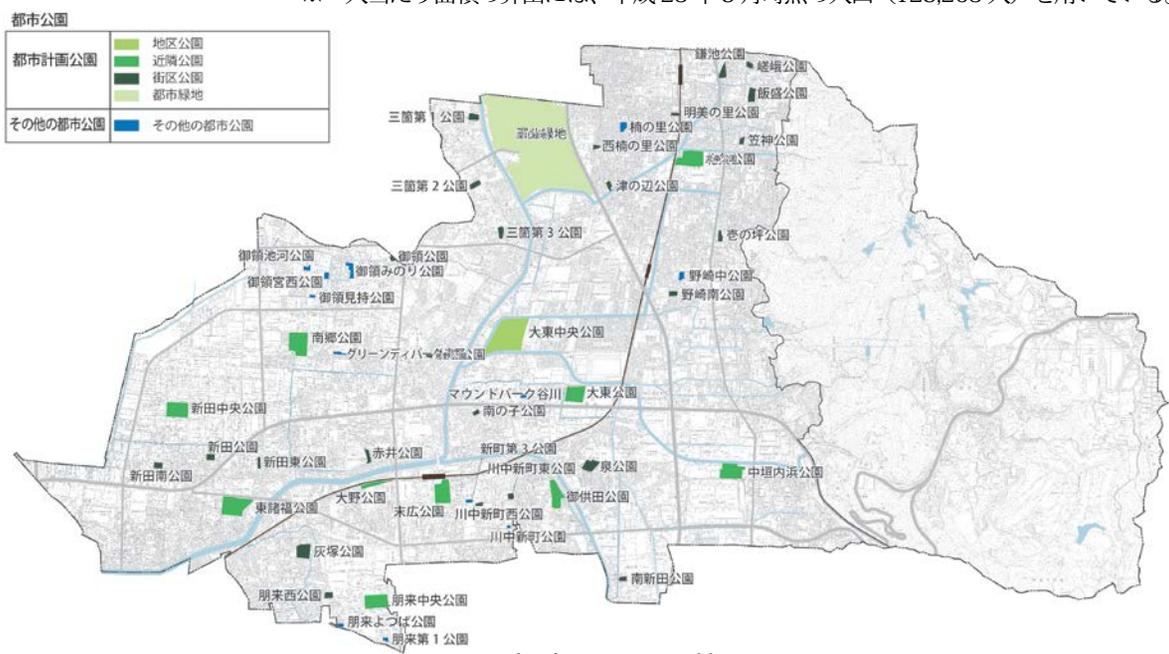


図 都市公園の現状

②公共施設緑地・民間施設緑地

平成27年時点では、地域広場（旧児童遊園）については109箇所3.25haが存在し、公的住宅地に併設して設置されているものは、街区公園と同等の機能を有しているものもありますが、人口減少や少子化等によりあまり使われていない公園も見受けられ、市民に利用されやすくなるよう機能の充実が課題となっています。

3箇所の青少年運動広場は、市民の健康づくりやスポーツの場として利用されています。

全長約8kmの緑道・水路散策路は、市街地における身近な緑として存在し、市民の日常的な移動ルートなどに利用されています。

学校等については、市内8ヶ所の幼稚園、24校の小中学校、5校の高校、3校の大学・短期大学が存在しており、その校庭は教育活動の場としてだけでなく、市街地における貴重なオープンスペースとして、都市環境の改善や良好な都市景観の形成といった役割を果たしているほか、様々な地域活動の場などに活用されています。

水辺については、寝屋川や谷田川等を含む全長33.6kmの河川及び水路、山麓部を中心にため池が存在しています。これらの河川・水路・ため池は市街地に潤いを与えるとともに、生物多様性の保全の観点から、生き物の貴重な生育環境となっています。

寺社境内地などの民間施設緑地としては、野崎観音1.30haを含む18箇所4.02haが存在しています。

表 公共施設緑地・民間施設緑地の状況

区分	平成11年		平成27年	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
公共施設緑地※1	106	10.27	274	42.86
民間施設緑地（神社仏閣）※2	1	1.30	18	4.02
合計	107	11.57	292	46.88

※1 公共施設緑地の内訳については、児童遊園、青少年運動広場、緑道・水路遊歩道のほか、前計画では対象としていなかった学校等、その他公共施設等、河川・水路・ため池・道路（街路樹等）も対象としている。

※2 神社仏閣については、前計画では0.5ha以上のもののみを対象としていたが、改定にあたってはその他のものも対象としている。

③地域制緑地等

地域性緑地については、緑地保全法、生産緑地法、自然公園法、森林法などにより以下の通り指定され、貴重な自然環境として保全・活用されています。

- ・金剛生駒近郊緑地保全区域：近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・金剛生駒紀泉国定公園：自然公園法
- ・土砂流出防備保安林：森林法
- ・地域森林計画対象民有林（大阪森林計画区）：森林法
- ・生産緑地地区：生産緑地法
- ・保護樹木、保護樹林：大東市環境の保全等の推進に関する条例

表 地域制緑地の確保状況

区分	名称等	平成11年		平成27年		備考
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
法によって定められた緑地						
近郊緑地保全区域	金剛生駒近郊緑地保全区域	1	251.0	1	251.0	※近畿圏の保全区域の整備に関する法律
自然公園	金剛生駒紀泉国定公園	1	321.0	1	321.0	※自然公園法
生産緑地地区	生産緑地地区	141	30.7	107	22.8	※生産緑地法 ※市資料より
保安林	土砂流出防備保安林	5	39.0	5	39.0	※森林法
地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林	1	283.0	1	283.0	※大阪森林計画区、森林法
小計		149	924.7	115	916.8	
条例によって定められた緑地等						
保護樹木		34	-	32	-	※大東市環境の保全等の推進に関する条例
保護樹林		1	0.2	1	0.2	※大東市環境の保全等の推進に関する条例
小計		35	0.2	33	0.2	
地域性緑地 合計(控除前)		149	924.7	115	916.8	※保存樹林は含んでいない
重複区域面積			468.0		468.0	※国定公園と近郊緑地保全区域の重複251ha ※国定公園と保安林区域の重複32ha ※国定公園と民有林の重複185ha
地域性緑地 合計(控除後)		184	456.7	148	448.8	※保存樹林は含んでいない

(2) 大東市の緑の確保量

本市域の緑地面積は市域の約3割を占めていますが、その大部分は生駒山系の樹林地です。市街地では、大東中央公園をはじめ、末広公園、南郷公園、東諸福公園などの公園整備に積極的に取り組んだ結果、その面積は44.22haとなり、平成11年の21.0haと比較すると約2倍となっています。このことから、都市公園の整備については一定の成果を挙げたといえます。

表 本市における緑地面積の変化

年次	平成11年	平成28年
緑地面積	489.3 ha	539.9 ha
市域に対する緑地の割合	26.8 %	29.6 %

表 本市における一人当たりの都市公園面積

年次	平成11年	平成28年
都市公園面積	21.0 ha	44.22 ha
都市公園一人当たり面積	1.5 m ² /人	3.6 m ² /人

(3) 緑の実績

「緑の基本計画（平成12年3月策定）」に基づき、これまでに本市では緑の保全・創出に関わる様々な取り組みを行ってきました。その内容について以下に示します。

① 緑の保全に関する取組

○ 生駒山系の樹林地の保全

- ・生駒山系の樹林地について、金剛生駒近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）が251.0ha、金剛生駒紀泉国定公園（自然公園法）が321.0ha、土砂流出防備保安林（森林法）が39.0ha、地域森林計画対象民有林（森林法）が283.0haの区域指定を継続し、現行法制度を活用した保全に取り組んできました。
- ・「飯盛ハイキング道」の指定等による適切な利用促進を図るとともに、「大東市山地美化ハイキング」の実施等による美化活動の実施等、ソフト面での山地美化意識の向上に関する取組を進めてきました。
- ・市民ボランティア団体等による樹林地保全やハイキング道の保全や里山保全等、市民参画による生駒山系の樹林地保全の取組を進めています。



生駒山系の樹林地



樹林地保全のボランティア活動

○ 河川等の水辺の保全

- ・寝屋川や恩智川において、河川清掃用ボートを活用した清掃活動を実施し、河川の保全・美化に取り組んできました。
- ・市内各地に存在する水路跡地を活用したせせらぎ水路の整備を進めてきました。また、整備が完了したものについてはアドプト制度により地域住民が主体となった維持管理を推進するとともに、資材の提供等、継続した支援を実施し、市街地の貴重な水辺の保全の取組を進めています。



寝屋川の水辺

○ 保護樹木・保護樹林の保全

- ・神社仏閣など、地域の歴史資源と共に存在する貴重な緑である保護樹木・保護樹林について、条例に基づき指定を継続し、現在は市内に 32 本の保護樹木と 2,152 m²の保護樹林を指定しています。



保護樹木 (菅原神社)

区分	指定番号	所有者等	樹種	区分	指定番号	所有者等	樹種	
保護樹木	1	菅原神社	クスノキ	保護樹木	19	個人所有	ムクノキ	
	2	三箇菅原神社	クスノキ		22	菅原神社	クスノキ	
	4	専応寺	イチヨウ		23	三箇菅原神社	エノキ	
	5	八幡宮	ムクノキ		24	八幡宮	イチヨウ	
	7	素盞鳴神社	イチヨウ		25	安楽寺	イチヨウ	
	8	大谷神社	クロガネモチ		27	山王宮大神社	イチヨウ	
	9	須波麻神社	クロガネモチ		28	本念寺	クスノキ	
	10	龍間神社	クロガネモチ		29	氷野北野神社	クスノキ	
	11	龍間神社	カヤ		30	諸福菅原神社	エノキ	
	12	住道弁天	エノキ		31	諸福菅原神社	エノキ	
	13	氷野北野神社	クロガネモチ		32	素盞鳴神社	イチヨウ	
	14	太子田大神社	イチヨウ		33	素盞鳴神社	イチヨウ	
	15	諸福菅原神社	イチヨウ		34	素盞鳴神社	イチヨウ	
	16	正覚寺	モミ		35	八幡宮	ムクノキ	
	17	南谷薬師如来	イロハモミジ		36	専応寺	イチヨウ	
	18	個人所有	クスノキ		37	専応寺	クスノキ	
					保護樹林	1	大谷神社	クロガネモチ

○ 農地の保全

- ・市街地内に点在する農地のうち、生産緑地として指定し、その保全に取り組んできました。しかし、その面積は 30.7ha (平成 11 年) から 22.8ha (平成 28 年) に減少しており、市街地内に残る貴重な緑としての農地は減少傾向にあります。



市街地に残る農地 (生産緑地地区)

② 緑の整備に関する取組

○ 都市公園の整備

- ・地域の人々が日常的に利用する身近な緑の拠点を確保するため、都市公園の整備を進めてきました。その結果、平成 11 年以降、三箇第 1 公園などの街区公園を 2 ケ所 (0.49ha)、東諸福公園や南郷公園、末広公園などの近隣公園を 5 ケ所 (6.23ha)、地区公園として大東中央公園 (6.00ha) のほか、その他の都市公園として 7 ケ所 (1.28ha) を整備し、新たに 14.00ha の都市公園を確保しました。また、現在、中垣内浜公園 (都市計画決定面積 1.50ha) の早期開設に向けて整備計画を進めています。



南郷公園



大東中央公園



御領みのり公園 (その他の都市公園)

○ 地域広場の整備

- ・市内にある 99 ケ所の広場を地域広場 (旧児童遊園) として位置付け、子育て世代が集い、またお年寄りが憩うといった幅広い年齢層の皆様にご利用される特色ある公園づくりをめざしています。



地域広場

○ 緑道・水路散策路の整備

- ・市街地における身近な水と緑のネットワークとして、水路跡地を活用した緑道や水路散策路の整備を進めており、これまでに 21 ケ所、総延長約 8km を整備しました。また、いくつかの水路散策路では、アドプト制度を活用した地域住民等による清掃活動等の維持管理活動が行われています。



水路散策路



緑道

○ 公共用地・民有地の緑化の推進

- ・「大東市緑化推進要綱」における緑化基準に基づき、公共施設および民有地の緑地の確保を図っています。また「大阪府自然環境保全条例」は、府有施設、民有地（市施設を含む。）の緑地の確保を推進しています。条例により、公共、民間の緑地の確保を推進します。



公共施設緑化（野崎まいり公園）



民有地の緑化

③ 市民参画に関する取組

○ アドプト制度の活用による公共用地の緑の維持管理の推進

- ・平成19年4月より「大東市アドプト制度」を施行し、市民にとって身近な公共空間である道路、公園、水路等の公共施設の美化および保全の取組を推進しています。現在は市内21ヶ所で協定書を締結しており、地元自治会や市民ボランティア、企業等による日常的な維持管理が行われています。



アドプト制度により維持管理される公園の花壇（東諸福公園）



アドプト制度による森づくり活動（堂山古墳公園周辺）



アドプト活動を示す看板の設置（三箇地区）

○ 市民による緑化活動への支援

- ・緑化樹配付事業により、自治会等の団体を対象に樹木の提供を実施しています。

○ 緑の推進員による活動

「大東市緑の推進員に関する要綱」に基づき、公園等の愛護および緑化の推進を図るため、公園等の愛護活動および指導、公園等の緑化活動および啓発活動、これらに関する講習会ならびに研修会の計画・実施および参加を行う「緑の推進員」の充実を図ってきました。現在は70人の市民が緑の推進員として緑化推進を担っています。

○ 山地美化ハイキングの実施

生駒山系の貴重な資源である自然環境に触れ、市民の美化意識の向上と緑への関心を高めるため、清掃活動を兼ねたハイキングイベントを毎年開催しています。



山地美化ハイキングの様子

○ 花と緑のまつりの実施

「大東市花と緑のまつり」を継続開催し、平成28年で合計31回開催しました。緑に関する活動を行う市民・団体に対する表彰や、寄せ植え体験などのイベントを通じて、市民が緑にふれあう機会づくりに取り組んでいます。



花と緑のまつりの様子



花と緑のまつりの様子



記念植樹

○ 大阪府の進める施策

大阪府では、大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働により生駒山系に四季折々の彩りを持たせる取組として「生駒山系「花屏風」構想」を進めており、本市においても植樹やハイキングイベントの開催等の取組を行っています。また、事業者等と森林所有者との仲人となり事業者等が森づくりに参加する「アドプトフォレスト制度」によって、事業者等の参画による森林の広葉樹林化を進めています。

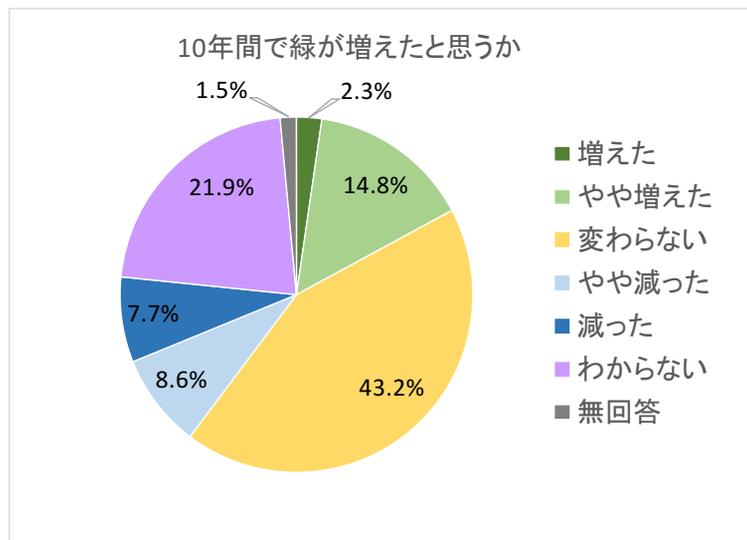
4 緑に関する市民意識

本計画の改定にあたり、市民の緑に対する印象や緑とのかかわり、今後の緑に対する要望などについて把握するため、平成 27 年度にアンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要および調査結果の抜粋を以下に示します。

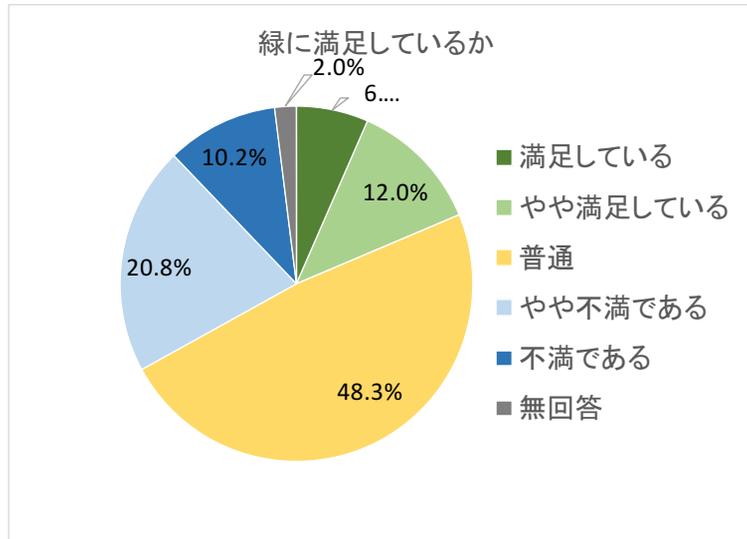
- 調査期間：平成 27 年 12 月
- 調査方法：①住民基本台帳より無作為に抽出した市内在住の 20 歳以上の市民を対象にアンケート票を送付
②市内 3 カ所の子育て支援施設の利用者を対象にアンケート票を配布
- 回収数：①配布数 2,000 通、回収数 607 通（30.4%）
②配布数 200 通、回収数 111 通（55.5%）
計 2,200 通を配布、718 通を回収（32.6%）
- 設問項目：「大東市全体の緑」に関すること、「公園とのかかわり」に関すること、「住んでいる地域の緑」に関すること及び自由意見

（1）緑に対する印象

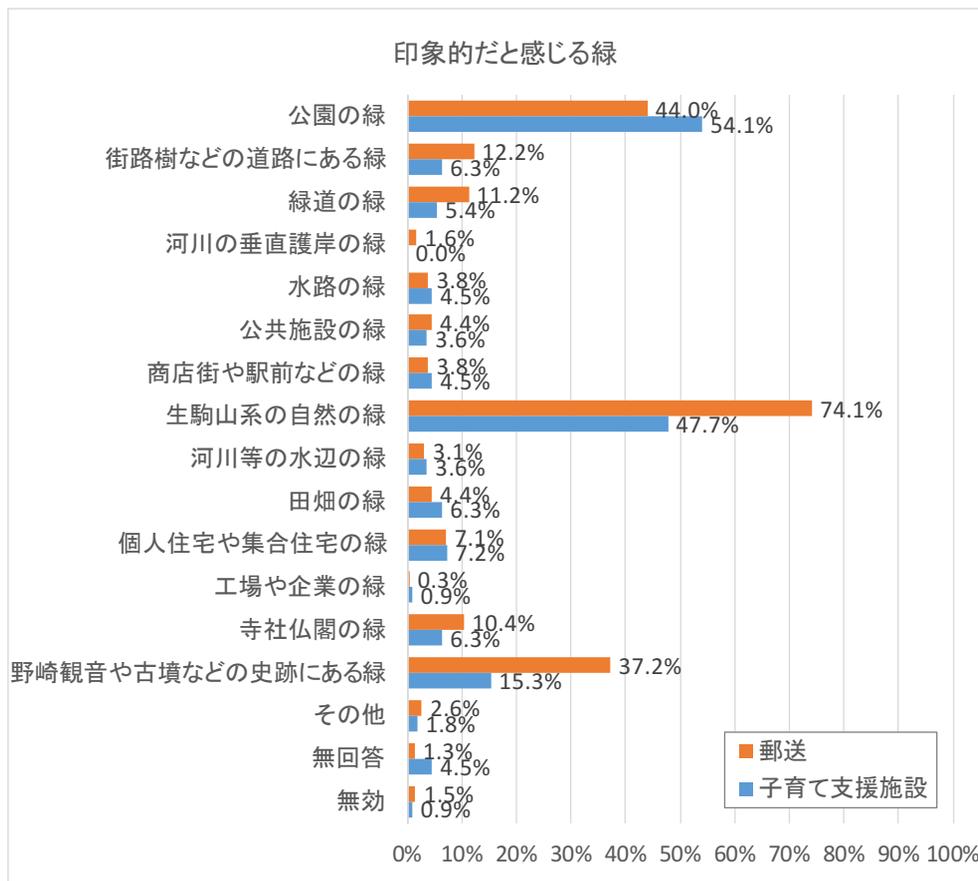
本市では都市公園をはじめとした緑地の整備を進めており、一定の成果を挙げてきたものの、アンケート結果からは、市民の実感として 10 年間で緑が「増えた」、「やや増えた」と感じている人の割合は 17.1%と低く、「緑が増えた」という印象は十分ではないことがわかりました。



「緑に満足しているか」の問に対して、「満足している」、「やや満足している」と回答した市民の割合は18.6%に留まっています。このことから、市民の求める公園・緑地へのニーズに対して十分に合致しておらず、公園の整備が緑に対する市民の満足度に十分に反映されていないと考えられます。

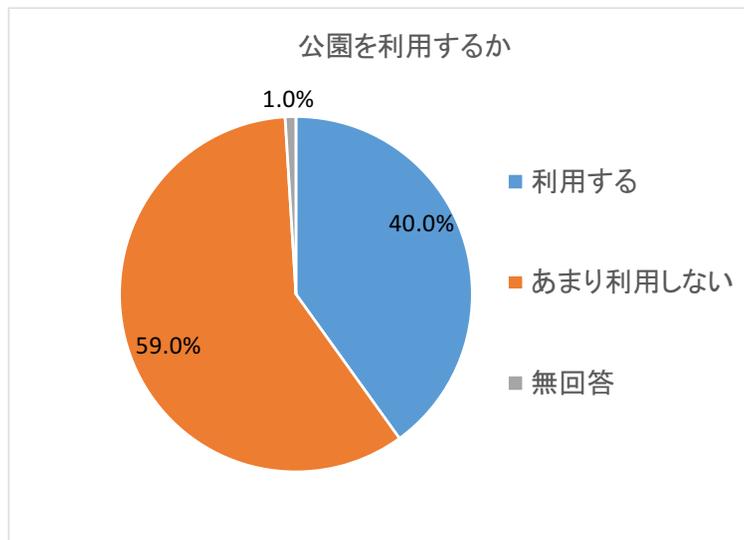


印象的だと感じる緑については、郵送分のアンケート結果からは「生駒山系の自然の緑」や「公園の緑」と回答した人の割合が高い結果となっています。また、子育て施設を対象としたアンケート結果では、「公園の緑」が最も高くなっています。

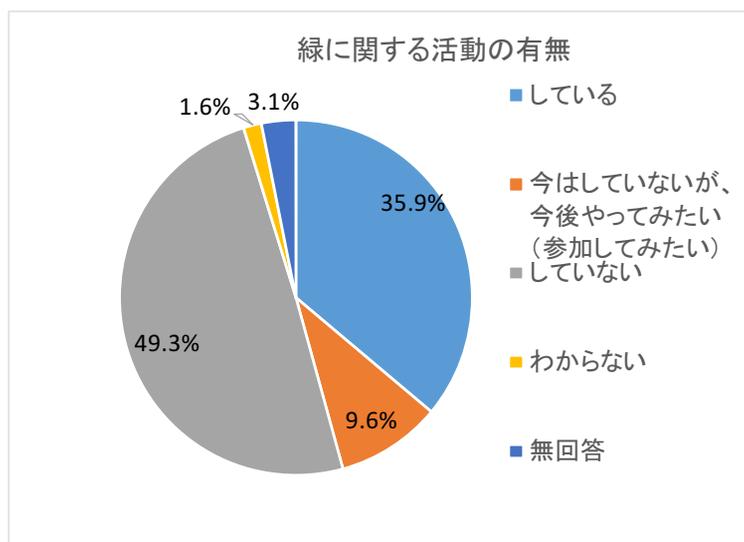


(2) 緑とのかかわり

公園の利用状況を見ると、約60%以上が「あまり利用しない」と回答しており、これまでに整備してきた公園が十分に活用されていない状況であることがわかります。

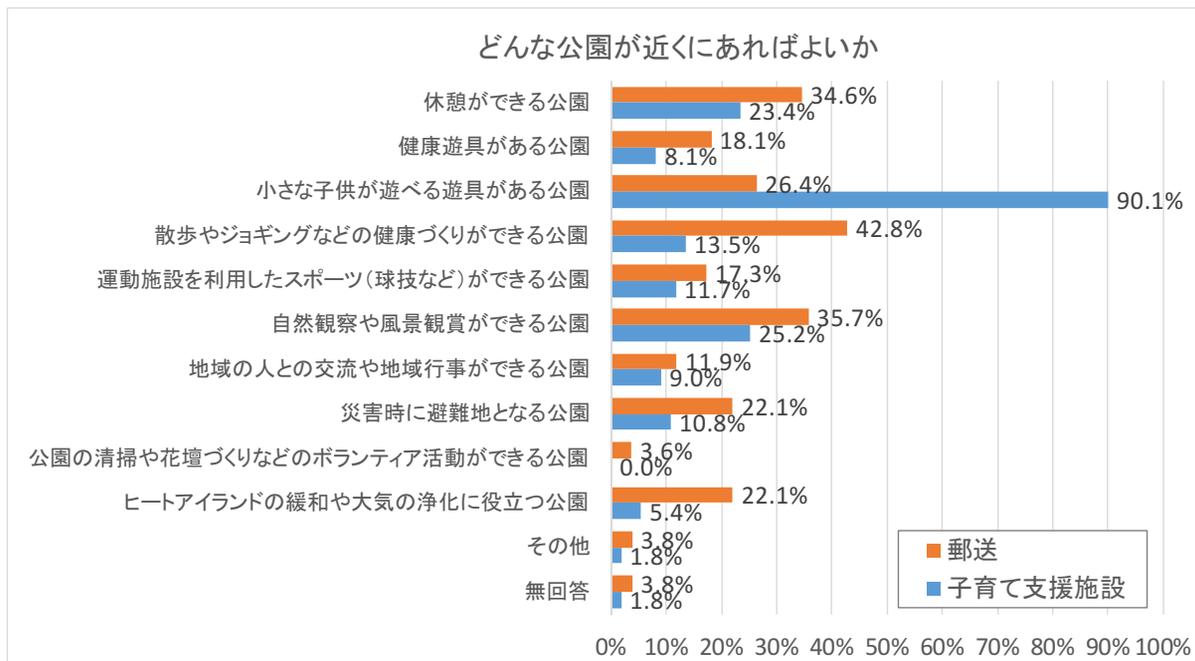


緑に関する活動の有無については、35.9%の市民が「している」と回答しているとともに、約10%の市民が「今後やってみたい」と回答していることから、緑に関する活動へのニーズがあることがわかります。

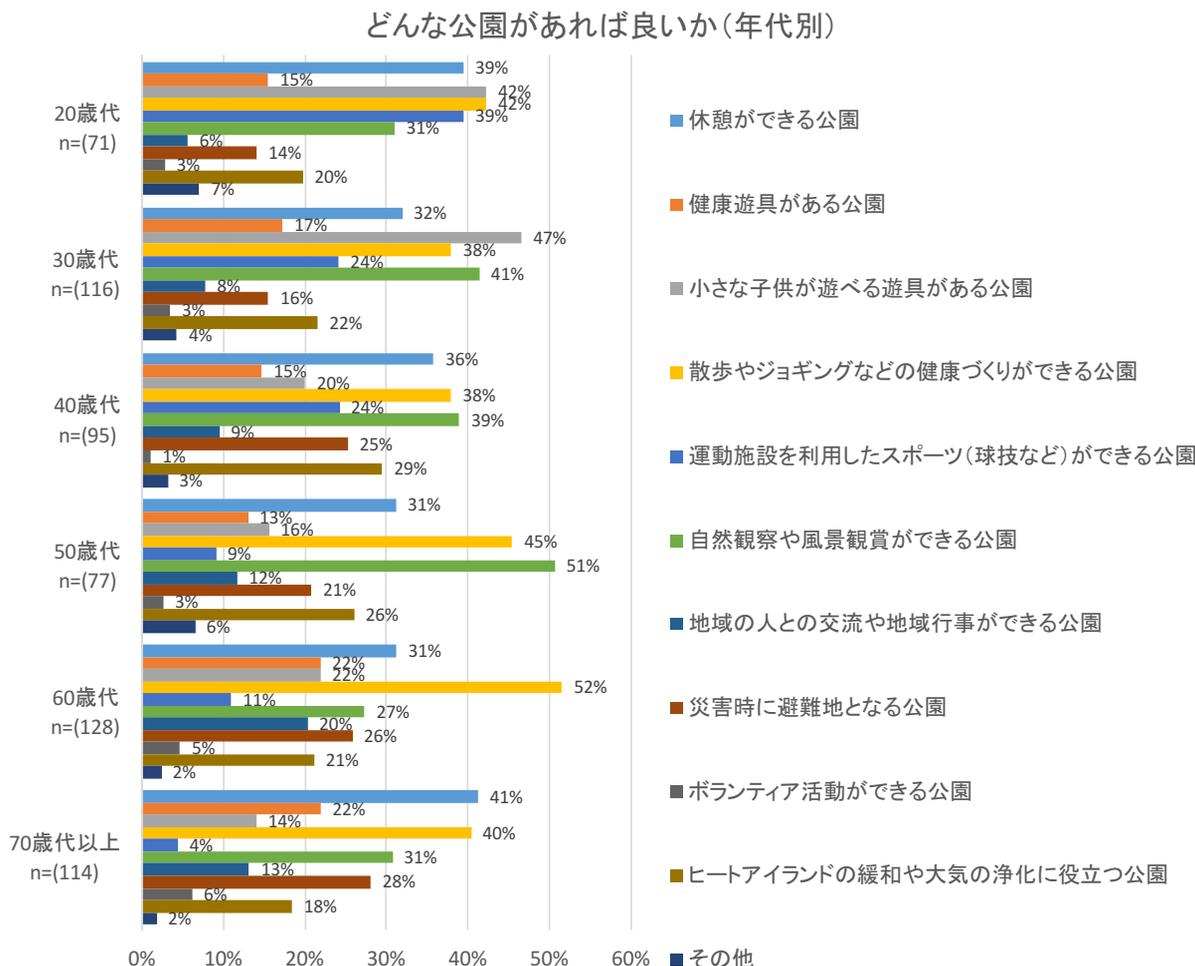


(3) 公園への要望

「どんな公園が近くにあればよいか」について、郵送分の回答では「散歩やジョギングなどの健康づくり(42.8%)」が最も多く、その他にも「自然観察や風景観賞(25.2%)」、「休憩(23.4%)」などの割合が高くなっています。また、子育て支援施設を対象とした回答では「小さな子供が遊べる遊具(90.1%)」への要望が高くなっています。



また、年齢層別で公園への要望について見ると、子育て世代層では「小さな子供が遊べる遊具がある公園」、中高年層では「散歩やジョギング」や「自然観察や風景観賞」といったように、公園への要望は異なっています。そのため、本市の緑を取り巻く現状をふまえ、市民のニーズにきめ細かく対応した公園・緑地が求められています。



5 緑に関する課題の整理

本市の現状や都市特性、緑をとりまく社会情勢、緑の現状とこれまでの取組状況、緑に関する市民意識などから、以下の課題を導き出しました。

(1) 緑の保全に関する課題

①生駒山系の自然環境の保全

生駒山系の緑が市民にとって印象的な緑として認識されているとともに、環境保全と都市魅力の向上や防災面から重要であるため、生駒山系の樹林地の保全が求められています。

②河川等の水辺環境の保全

本市を流れる河川や水路は、本市を特徴付ける地域資源のひとつとして重要であるため、水環境の改善による緑の資源としての美化が求められています。

③動植物の生育環境の確保

生物多様性の確保のため、動植物の生育環境として特に貴重な生駒山系や水辺環境の保全が求められています。

④公園機能の充実

都市公園が有する機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理による公園の緑や公園施設の保全が求められています。

⑤市街地における緑の保全

緑の少ない市街地において貴重な緑を確保するため、市街地に残る歴史文化とともにある緑や農地などといった緑・オープンスペースを保全していくことが求められています。

(2) 緑の整備に関する課題

①都市公園の整備

一人当たりの都市公園面積が十分に確保されていないとともに、身近な公園が少ない地域が存在することや公園施設の老朽化等により地域のニーズに十分に対応できていないため、新たな公園整備や既存の公園の再整備を進めることが求められています。

②地域の実情に応じた公園の機能の充実

緑の存在状況や公共施設の存在状況によって、また、高齢者や子育て世代など地域住民のそれぞれのライフスタイルによって求められる公園機能は異なります。そのため、既存の公園を地域の実情に応じて特色ある公園へ機能転換・機能充実させることが求められています。

③緑の連続性の確保

日常の移動や散策を安全安心かつ快適にするため、既存の緑を活かした、緑、水辺、歴史的資源の連続性を確保することが求められています。

④まちのシンボルとなる都市景観の形成

本市の玄関口である住道駅前および野崎駅、四条畷駅では、地域の顔としてふさわしい都市景観形成のため、花緑によるシンボル空間としての景観形成を図ることが求められています。

⑤市街地における緑の創出

緑の少ない市街地において身近な緑を確保するため、民有地の緑化や公共施設の緑化を進めることが求められています。

(3) 緑の利活用や普及啓発に関する課題

①市民や企業による緑化推進

市民や企業による緑化の推進を図るため、人材育成や活動支援、維持管理に関するしぐみの充実が求められています。

②情報発信による普及啓発

より多くの市民が緑に対して興味を持ち、自ら活動に関わるきっかけとなるよう、ホームページやSNS等を用いた情報発信の充実が求められています。

③地域資源の魅力化

本市固有の地域資源やシンボルとなる空間をより魅力的にするため、地域の駅前空間の魅力向上や歴史資源をはじめとした地域資源の魅力向上に資する緑の創出が求められています。

④緑化意識の啓発

市民の緑に対する関心を高めるため、市民が緑にふれられる機会の創出や、緑に関する技術・知識を学習できる機会の創出が求められています。

6. 改定の視点

改定にあたり、本市の緑に関する課題に対応するために重要と考えられる改定の視点を以下に示します。

○緑の量の確保から緑の質の向上へ

「大東市緑の基本計画」(平成12年3月)に基づいて、これまでに生駒山系の緑や市街地の緑の保全、公園や緑道などの緑地の整備による緑の量の確保を中心に取り組んできました。今後は、これらの緑の質を維持・向上させ、市民の暮らしの向上に活かすことが重要です。

市民の暮らしの向上に緑を役立てるためには、市民がふれあえる緑を増やすことや、緑に接する機会を増やすことが重要です。そのためには、市民にとって身近な緑が増え緑にかこまれている暮らしや、市民が緑を楽しめる暮らし、緑を介して人とのつながりや生きがいを感じられる暮らしを送ることができるまちづくりが必要です。

○公園機能を見直し魅力ある公園づくりへ

本市は、東部に生駒山系の自然環境が、中央部から西部にかけては市街地が広がり、地域ごとに存在する緑の量や種類は異なります。また、高齢者や子育て世代など、それぞれの市民がそれぞれのライフスタイルで暮らしています。さらに、市民の日常生活を支える公共施設等の存在状況も地域によって異なっています。

このように、地域ごとに市民のライフスタイルや地域資源の存在状況は異なることから、地域によって求められる公園の役割も異なると考えられます。そのため、今ある地域資源を活かしながら、地域の実情に応じて公園の機能を見直すことや、民間の活力を活用した緑の創出など、特色ある公園づくりを行うことが重要です。